

ハートネットホスピタル「運用ルール」

H25. 2. 1	策定
H25. 6. 14	改正
H26. 1. 27	改正
H26. 9. 4	改正
H27. 8. 20	改正
H28. 5. 18	改正
H30. 6. 1	改正
H30. 9. 25	改正

1 はじめに

ハートネットホスピタルは、商用ネットである「ID-Link」を用いて、インターネット上で情報共有するためのシステムである。病診連携の推進と医師とコメディカルが連携することを目的に構築されている。

ハートネットホスピタルを利用するにあたって、指針となる運用ルールをここに定め、利用者は可能な限り遵守するものとする。

2 利用職種

2.1 医師、歯科医師、看護師、薬剤師、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保健師、助産師、診療放射線技師、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカー、地域医療連携室職員

2.2 略称

2.2.1	医師	Dr
2.2.2	歯科医師	DDS
2.2.3	看護師	Ns
2.2.4	薬剤師	Ph
2.2.5	介護支援専門員	Cm
2.2.6	理学療法士	PT
2.2.7	作業療法士	OT
2.2.8	言語聴覚士	ST
2.2.9	管理栄養士	RD
2.2.10	医療ソーシャルワーカー	MSW
2.2.11	歯科衛生士	DH
2.2.12	地域医療連携室職員	LO
2.2.13	社会福祉士	CSW

- 2. 2. 14 精神保健福祉士 PSW
- 2. 2. 15 介護福祉士 CW
- 2. 2. 16 保健師 PHN
- 2. 2. 17 助産師 MW
- 2. 2. 17 診療放射線技師 RT
- 2. 2. 18 臨床検査技師 MT

3 書き込み、参照権限設定

3. 1 ID-Linkの権限設定

- 3. 1. 1 文書一覧；原則クローズドな情報を登録する欄とする。閲覧対象は、医師、歯科医師とする。これは県の地域医療再生事業での医療情報ネットワークとの関連性のためである。

読影レポートについては、医師、歯科医師以外に看護師、准看護師、保健師、助産師、管理栄養士、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師を閲覧可能とする。

看護要約については、医師、歯科医師以外に看護師、准看護師、保健師、助産師を閲覧可能とする。

- 3. 1. 2 ノート一覧、ファイル一覧；オープンスペース

ただし介護福祉士は記録欄を制限する。

- 3. 1. 3 ファイル一覧；オープンスペース

- 3. 1. 4 その他の機能（処方、注射、検査欄）については、医師、歯科医師以外に看護師、准看護師、保健師、助産師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、臨床検査技師（生理検査含む）を閲覧可能とする。

その他の機能（処方欄）については、介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士を閲覧可能とする。

その他の機能（画像欄）については、医師、歯科医師以外に看護師、准看護師、保健師、助産師、管理栄養士、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、臨床検査技師を閲覧可能とする。

4 ノートの記載方法

4. 1 ノート機能の留意点

- 4. 1. 1 ノートに記載する情報は、誰もが閲覧できることに留意する。病名、病態および感染症などの個人情報、担当者の判断で必要な範

囲で記載するものとし、記載者の文責で行う。

- 4.1.2 ノート書き込み時には、「参加者へ通知」にチェックを入れて、メールで通知するようにする。
- 4.1.3 誰から誰に対する文書とする。全員に対する場合は、特定の記載は不要とする。
- 4.1.4 問い合わせのときは、タイトルにQに続き質問したい相手の氏名と職種の略称を記載。Qを付けたときは返信を要する。
- 4.1.5 指定した相手への指示については、氏名と職種略称に次いで「へ」とする。

4.2 ノートのタイトル欄についての留意点

- 4.2.1 文字制限は40字。
- 4.2.2 職種は略称を利用することができる。
- 4.2.3 記号の利用；記号は視認性の向上を目的に使用することができる。また、ブラウザ上での各種記号の検索が可能である。
- 4.2.4 記号は以下の5種類とする。

重要案件の場合；★ 定期報告の場合；○ 緊急案件の場合；●

4.3 タイトル記載方法と文例

- 4.3.1 問い合わせ；記号に続き、Qと問い合わせ先、最後にタイトルを記載する。例、● Q金沢Dr 仙骨部褥創について
- 4.3.2 返信；記号に続きAを付けて、タイトルは同じものをなるべく用いる。適宜運用。例、● A前田Ns 仙骨部褥創について
- 4.3.3 指示；前田Nsへ 栄養管理について
- 4.3.4 居宅療養管理指導の内容伝達手段に用いることは可能だが、診療報酬の算定基準を準拠するために、従来通り伝達内容をカルテに添付する必要があることに留意する。情報を書き込む際は、Cmへ、あるいはCmと全員へとのくだりの後に居宅療養管理指導と題する。ノートへ書き込んだり、画像一覧へ貼り付ける。
- 4.3.5 訪問看護の定時報告；○ バイタル安定しています。○ 経口摂取量は安定しています。
- 4.3.6 定時報告は、端的に病状が分かる程度の報告で良い。コンピュータへの入力を省力化する目的で、サードアプリケーションを用意し必要に応じて配布する。ソフトとしてはファイルメーカーAdvanceを用いてカスタムアプリケーションを作成した。希望者はハートネットホスピタル事務局までお申し出ください。

4.4 皮膚病変の記載例と注意点

- 4.4.1 皮膚疾患の記載はできるだけ詳細であることが理想であるが、わかる範囲で部位・発疹の種類（紅斑、丘疹など）・大きさ・数・自覚症状（痒み、痛み）の有無についてなどを記載する。できるだけ臨床写真を登録する。写真を登録すれば発疹の種類などについては記載を省略してもよい。

例 ・右上腹部、3mm程度の水疱が帯状に多発、強い疼痛あり。
・腹部や四肢に数ミリ程度の丘疹が多発。強いかゆみあり。

- 4.4.2 部位・大きさ・ポケットの有無・局所処置内容を記載する。初回は全身状態・除圧器具についても記載する。できるだけ同時に臨床写真を登録する。

例 ・仙骨部、5×8cm、ポケットなし、ユーパスタで処置。ターミナルで寝たきり状態、栄養状態不良。ウレタンマットを使用中。
・右大転子部、3×4cm、ポケットあり、ゲンタシン軟膏で処置。
脳梗塞で四肢に拘縮あり。除圧器具不使用。

4.5 写真jpg、文書pdfファイルの登録について

- 4.5.1 写真はノート書き込み時に「登録ファイル」として登録するか、もしくはファイル一覧に登録する。一枚ずつ登録しても良いし、ファイル一覧の場合はフォルダごと登録しても良い。登録作業の簡素化を優先する。

- 4.5.2 説明（タイトル）欄には部位名を記載。ファイル登録日は写真撮影日に合わせることにする。可能であれば写真の部位や文書の作成時期が分かり易くするような工夫をすること。

例 右大腿転子部褥創20120929-1.jpg など。

- 4.5.3 写真や文書などの画像ファイルはダウンロードして使用することとなる。閲覧者も適宜写真の管理を工夫することとした。

- 4.5.4 ファイルサイズは最大10MBとする。

- 4.6 ケアマネの記録は任意で、必要項目を記載。ケアプランのファイル一覧への登録は任意で行うものとする。

5 診療報酬の算定について

ID-Link上のコメント、登録文書では診療報酬の算定ができないことに留意すること。

6 いしかわ診療情報共有ネットワークとの連携

いしかわ診療情報共有ネットワークを利用する際は、いしかわ診療情報共有ネット

ワークの規程等を遵守することとし、当運用ルールは適用しない。

7 終わりに

現場の要望等に応じるため、ID-Linkは適宜システム改修が行われるため、定期的にシステムに沿った運用ルールの見直しが必要と考えられる。